

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
310412003	31年4月12日	31年5月14日	元年7月25日	行政書士の領収書発行の原則廃止	行政書士は、報酬を受け取った際、行政書士法施行規則で定められた内容・形式の領収書の発行が義務づけられている。報酬の支払いが銀行振込の場合も、領収書の発行が義務づけられている。 非常に手番がかり、全く意味がないことであり、時代錯誤であり、即時廃止すべきである。 また報酬を現金で受領した場合は、一般的に市販されている領収書を発行するものとし、独自の領収書は廃止すべきである。 そもそも行政書士は、個人事業の場合であっても源泉所得税の対象になっていないため、行政書士法施行規則で定められた内容・形式の領収書の発行は全く意味がない。		個人	総務省	「行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成する」ことが、行政書士法施行規則第10条に定められています。	行政書士法施行規則第10条	検討を予定	領収証の発行形態については、紙ベースから専用ソフトや個人PC作成など、時代の発達によりバリエーションが多様化しています。 今後、日本行政書士会連合会と調整し、必要に応じて行政書士法施行規則改正又は日本行政書士会連合会則改正等を行い、引き続き検討していきます。	
310504001	元年5月4日	元年6月18日	元年7月25日	自動車関連団体への電子申請以外の登録業務代行の開放等	行政書士法第19条但書き及び同法施行規則第20条によれば、自動車関連団体が行う自動車登録に係る電子申請(以下、単に「電子申請」という。)については、行政書士法の規制対象外となることを定めている。 これは、内閣府主導のワンストップ政策によって、国交省がOSSと呼ばれる自動車登録の電子申請システムを導入したためである。 今般、令和元年5月7日からは、軽自動車関連団体についても開放されることとなった。 ところが、紙での申請については、なぜか行政書士の独占業務のまま放置されており、自動車関連団体は扱おうことが出来ない。当然、電子書面で扱えて、紙の書面で扱えない理由などどこにもない。 そこで、電子書面での申請代行が認められる団体については、書面による申請についても扱えるようにするべきと考えられる。 次に、上記の団体による電子申請については、問題発生の際に、全く出来ない状態となっているため、行政書士と同様の事件発生対応義務などを定めて、監督官庁を置くべきである。 現在の規定では、行政書士法の規制対象外となるため、全くの自由となり、申請依頼の放置があったとしても、監督する官庁がなく、問題を検証する資料の保存義務なども存在しない状態となっている。 現に、国産車の販売店が新車の申請依頼を半年も放置して、インターネット上の動画で、店舗の音信対応を撮影して流している案件もある。総務省自治行政局行政課としては、その職責により団体を指定し、行政書士法の規制から除外しているのだから、一定の取扱指針を示して団体に指導を行い、これに反する場合は検証体制を整え、以て国民が不利益を受けないように取り組むべきである。 この法解釈として、総務省としては、除外団体は行政書士法の規制対象外となる以上、完全に総務省の所管外となることから、いかなる義務も付することは困難としている。 一方で、総務省があえて除外団体として指名をしているのであるから、除外団体が国民に不利益を及ぼしていないかの検証を行い、改善が出来ないようであれば指名から外すなど、常に見直しをすべき立場であることは明らかである。 よって、総務省としては、除外団体としての適格性を保っているかについて、検証できる体制を整える目的として、受任記録簿による取扱担当者の明確化など、電子申請業務の取扱指針を作成し、除外団体に告示するべきと考えられる。		個人	総務省 国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、原則として電磁的記録の作成を行政書士の独占業務としつつ、例外的に関連団体による対応も可能としています。	行政書士法第19条但書き、行政書士法施行規則第20条	対応不可	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、オンライン化によって極めて容易な手続が実現するため、必ずしも行政書士が行わなくても依頼者に損害を与える可能性がなく、国民の利益の向上を期待できることが想定されるため、電磁的記録の作成を行政書士の独占業務としつつ、あくまで例外として関連団体が手続を行うことも可能としているものであることから、本提案については対応できません。	
310614001	元年6月14日	元年7月5日	元年7月25日	第2級陸上無線技術士の操作範囲の拡大	現行 1. 空中線電力2kW以下の無線設備(テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。) 2. テレビジョン基幹放送局の空中線電力500W以下の無線設備以下 改善案 1. 2kw以下を5kw以下に 2. 500w以下を2kw以下に 少子化に伴い、今後無線従事者の確保が難しくなると思われる。 第2級陸上無線技術士の操作範囲を拡大し、活躍できる場所を広めるべきである。第1・2級陸上特殊無線技術士でもコミュニティFM等での技術操作ができるようになったのだから、第2級陸上無線技術士もこの動きに追従すべきである。		個人	総務省	無線従事者資格に、空中線電力による区分を設けているのは、空中線電力が大きくなるにしたがって、無線設備の構造機能が複雑高度化するといったことから、資格の区分を設け、それに伴い、必要となる知識・技能要件が高度となるため、最上位の資格を除くその他の資格には、空中線電力の制限を設けることにより、その制限の中で必要最小限の知識・技能を国家試験において確認している次第です。	電波法施行令第3条等	事実誤認	左記のとおり、空中線電力が大きくなるに従って、無線設備の操作等が複雑高度化するといったことから、資格の区分を設け、それぞれの陸上無線技術士の操作の範囲を制限しています。 一方、ご指摘の第2級陸上特殊無線技術士のコミュニティFM等で操作範囲を拡充したように、無線技術の進歩を踏まえ、また、電波の有効かつ安全な利用を維持し、それぞれの資格の操作範囲については必要に応じて検討して参りたい。	

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
310709004	元年7月9日	元年9月10日	元年10月28日	共済組合における保険証の性別記載の取扱いについて	国民健康保険における保険証の性別記載については、性同一性障害などの事情がある場合には裏面記載とすることが可能です。厚生労働省からの通知によって明示されています。この対応について、国家公務員や地方公務員、私学教員等の所属する共済組合においても同様の取扱いである旨を通知等で明示していただけないでしょうか。	公務員にも同様のニーズがある一方、厚生省の通知では共済組合の取扱いが明示されていないため、個人が裏面記載等の対応を希望するにあたって保険者との交渉が難航することがあります。  参考:国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)平成24年9月21日(保国発0921第1号)島根県松江市長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知 <a href="https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryu_hoken/kisai/documents/0207.pdf">https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryu_hoken/kisai/documents/0207.pdf</a>	個人	警察庁 総務省 財務省 文部科学省	【警察庁】 警察共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【総務省】 地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【財務省】 国家公務員共済組合の組合員証等の性別記載については、厚生労働省からの通知に沿って、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。 【文部科学省】 私学共済の加入者証等及び公立学校共済組合の組合員証等の性別記載については、法令等の明示的な規定はなく、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところです。		現行制度下で対応可能	【警察庁】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【総務省】 厚生労働省からの通知は平成24年に地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合に参考として情報提供していますが、当該通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【財務省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【文部科学省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
310826001	元年 8月26日	元年 9月10日	2年 1月23日	各士業の強制入会制度の廃止(弁護士を除く。)	自治に必要な弁護士を除き、憲法22条から各士業の強制入会制度は廃止すべきである。	<p>士業における強制入会制度は、制度発足時を見ても必要性があったかと思われるが、昨今の時代背景からは強制入会制度の維持は職業遂行の自由(不合理な負担)に制約があるものと考えられ、強制入会に対する制約の根拠、合理性に欠ける。昨今の士業の会は、会員減少に伴う会費の上昇が著しく、いくつかの会に所属する人にとってはおおさら、生活上の足かせとなっている。加えて、強制会はその会の存続に会費を利用し、会員のためというよりは会のための会費となっている。また、弁護士会とは異なり、各会に自治が必要なのか、懲戒・罰則等は監督官庁や大臣が行うこととなっており、弁護士会とはその考え方が異なる。司法制度の公正化の見地からも不要な会ではなかろうか。仮に会にできる専門職能としての資質の向上が必要であったとしても、資格更新制度などで担保でき、また現在任意加入となっている士業においても、任意加入制度をもつて資質向上が図られていないと言える資格者を見たことがない。報酬についても自動化され、その面からも強制入会の根拠に欠ける。強制入会制度がなくなれば、もっと多くの人が資格者としてチャレンジでき、それが良い競争となり、自然に資質も向上し、ひいては国民のためになるものと考えられる。</p>	<p>【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に従うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進歩に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならず、名簿に登録するためには、司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度として、これに業務独占を認めたことと併し、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができ資格者を把握し、その者にのみ司法書士及び土地家屋調査士としての業務を行うことを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であることとを公益と見なしております。 【金融庁】 対応不可 【総務省】 対応不可 【法務省】 対応不可 【財務省】 対応不可 【厚生労働省】 対応不可 【経済産業省】 対応不可</p>					

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918016	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 10月28日	税・公金の電子納付の推進	「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。税・公金の電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブの付与を実施する。	○税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、大量の書面に係る事務処理が官民双方にとって多大な負担となっている。 —「税・公金収納率の効率化等に関する勉強会」の調査レポート(2019年3月14日)によると、電子納付の利用率は約32%に留まる。また、同レポートによると、税・公金収納に係る金融機関全体の主なコストは年間約622億円にのぼる。 ○本年10月の「地方税共通納税システム」の稼働により、全ての地公体に対して地方法人・税等の電子納付を行える仕組みが実現する予定である。利用可能税目が拡大(固定資産税)の観点から、電子納付の利便性の向上を図る。 —「成長戦略フォローアップ」(2019年6月21日閣議決定)において、「納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システム上の更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策を検討し、実施に向けた道筋を得るとされている。 ○なお、電子納付を推進するため、電子納付を選択した納付者へのインセンティブ付与を実施することは、官民双方にとって有益であると考ええる。	(一社)全国 地方銀行 協会	総務省	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	地方税法	検討に着手	賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により納付チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。 以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システム上の更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。 なお、納税者においては電子納付を選択することによるメリットが生じることから、こうしたメリットも含めて経済団体等への周知啓発活動に努めてまいりたい。	◎
310918019	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 10月28日	選挙の立候補届出日等が休日にあたる場合の供託金納付の翌営業日扱いの許容	選挙の立候補届出日および補充立候補締切日が休日にあたる場合、供託金の納付完了が銀行の翌営業日となることを認める。	○公職選挙法に基づく選挙においては、供託金の納付完了が立候補届出受理の要件となっている。 —立候補の届出書に「供託したことを証明する書面」を添付することとされている。 ○選挙の立候補届出日(公示日・告示日)および補充立候補締切日が休日にあたる場合、日本銀行代理店となっている銀行店舗は、供託事務へ対応するため、行員が休日対応により対応している。 ○休日にあたる場合に限って、供託金の納付完了について、銀行の翌営業日とすることを認める(供託したことを証明する書類の事後提出を認める)扱いとすれば、代理店の休日対応が不要となる。 ○供託金は電子納付が可能である。また、立候補者希望者があらかじめ納付しているケースが多いため、立候補届出当日に代理店に立候補者希望者が来店するケースは稀であり、翌営業日扱いを認める影響は軽微と考えられる。	(一社)全国 地方銀行 協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に文書で行うこととされており、町議会議員の選挙以外の選挙においては、供託をしたことを証明する書面を添付することが必要とされている。	公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条、第88条の2、第88条の3、第88条の4、第92条 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条、第88条の3、第88条の5、第89条	対応不可	公職選挙法では、真に当選を争う意思のない候補者の乱立、や否や目的のための立候補を助長するため、供託の制度を設けており、立候補届出に当たっては、供託をしたことを証明する書面の添付が必要とされている。立候補届出期間内は、選挙の期日の公示日又は告示日の一日のみであり、立候補届出において必要添付書類とされている供託書の事後提出を認めると、当該届出を有効なものとして取扱うことができなくなることから、提案への対応は困難と考えます。	
310918020	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 11月26日	地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止す。または、地公体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。	○地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関(以下、指定金等)には担保提供義務が課せられている。 ○収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。 ○また、地公体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。 ○このことから、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは過剰な規制だと考えられる。 ○総務省による公営企業会計適用の推進に関する要請 <sup>(注)</sup> を受け、下水道事業等の地方公営企業法非適用企業による公営企業会計への移行が進んでいる。移行にあたり、銀行に対して地公体から出納(収納)取扱金融機関の引受要請があり、新行に担保提供を求められ、地公体および銀行の負担となっている。 (注)2015年1月27日付で都道府県および人口3万人以上の市区町村に対し、2015年度から2019年度までに下水道事業および簡易水道事業(以下、重点事業)について公営企業会計に移行すること等を要請。 2019年1月25日付で人口3万人未満の市区町村に対し、重点事業について遅くとも2023年までに公営企業会計に移行すること等を要請。	(一社)全国 地方銀行 協会	総務省	地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより、担保を提供しなければならないとされています。 また、地方公営企業法施行令第22条の第2項の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、地方公営企業管理者の定めるところにより、担保を提供しなければならないこととされています。	地方自治法施行令第168条の2第3項、地方公営企業法施行令第22条の3第2項	対応不可	現行制度においては指定金融機関等に担保提供義務を課しているのは、公管理の安全性を確実に担保する必要があるためです。 地方公共団体の有する決済用預金については預金保険制度により全額保護の対象ではありますが、当該担保は地方公共団体から債権者への支払いが滞ったことにより発生する遅延利息や損害賠償など保護の対象外の損害に充当することができ、地方公共団体と指定金融機関等との私法上の契約により債権者の保全が可能であっても、仮に指定金融機関等が破綻すると不利の事象が発生した場合は、担保提供があることにより確実に担保へ充当することが可能になるものです。 また、地方公共団体に対するアンケート調査においては、事務委託契約の公開指値規定は担保提供が前提であるため、担保提供義務制度が必要であるなどの理由により、8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答していますが、調査後もこれを要するべき社会情勢の変化はないことから、現行制度を維持すべきと考えています。 なお、現在、公営企業会計の適用を推進していますが、公管理の安全性を確実に担保する必要性については、公管理の安全性を確保する現行制度については維持すべきであると考えられます。また、公営企業の出納取扱金融機関等について、指定金融機関と同一金融機関を指定した場合に、既に指定金融機関から提供されている担保を分割させることは可能です。	
310920010	元年 9月20日	元年 10月1日	元年 10月28日	税・公金収納・支払の効率化等に合わせた「電子納付」の推進等	電子納付の一層の推進のため、地方税共通納税システムの対象税目拡大の検討を加速頂くとともに、納付者(個人・法人)が電子納付を選択しやすくなるよう、政府が経済的・非経済的インセンティブを設けるなどの対策をご検討いただきたい。	(制度の現状) 地方税共通納税システムについて、賦課税目は対象となっておらず、電子納付推進に向けた上記記載の経済的・非経済的インセンティブ等の施策はなされていない。 (要望理由) 税・公金収納等にかかる金融機関全体の処理コストは、約622億円/年(当業態:39億円、1行当たり平均1.0億円)であり、多額のコストを負担している状況(全銀協調査より抜粋)。 金融機関は、行内の事務改善によりコスト削減努力を継続しているところであるが、電子化による窓口処理・紙媒体の取扱いコストの引下げには重要な課題であり、このため、電子納付の一層の推進が必要である。また、関係省庁・収納機関などの関係機関の事務効率化は、収納手数料を負担している社会全体のコストの低下すなわち国民全体のメリットにつながるものと考えられる。 現在、地方税共通納税システム、地方税共通納税システムについて、固定資産税・自動車税等の賦課税目への対象拡大を検討しているところであり、同検討を加速いただきたい。併せて、各官庁による納付者(個人・法人)への利用啓発活動の更なる推進をご検討いただきたい。 また、納付者(個人・法人)が電子納付を選択するよう、海外の施策の事例も踏まえ、例えば、電子申告利用者の法人税・個人所得税の割引、大手企業への電子納税の義務付けなど、政府が経済的・非経済的インセンティブを設けること等について、ご検討いただきたい。	(一社)第二 地方銀行 協会	総務省	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	地方税法	検討に着手	賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税庁である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などを納税者に知らせる納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の実務・コストメリットの精査が必要である。また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者については、地方公共団体の努力により納付チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。 以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システム上の更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。 なお、納税者においては電子納付を選択することによるメリットが生じることから、こうしたメリットも含めて、経済団体等への周知啓発活動に努めてまいりたい。 さらに、地方団体においても、国税庁と連携しつつ、国税のダイレクト納付と併せて、法人及び税理士会等への周知啓発活動に取り組んでいただくよう要請しているところであり、引き続き、周知啓発活動に取り組んでまいりたい。	◎



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311021014	元年10月21日	元年11月15日	2年2月25日	民間事業者による行政情報の有効な利活用推進	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・行政が保有する国民の生死・住所情報等について、顧客本人の事前同意を前提に、民間事業者による有効な利活用を推進していただきたい。</p> <p>・例えば具体的には、個人番号をキーとして、もしくは公的個人認証を通じ、地方公共団体情報システム機構の保有する生死・住所情報等の異動情報をタイムリーに生命保険会社に活用できるようにしていただきたい。</p>	<p>【提案理由】</p> <p>・生命保険は契約締結後から保険金の支払いまで、一般的に長期にわたり契約管理を行っており、顧客の異動(死亡・住所変更)については遅延が生じ出しやすいため、必要な手続きを行っている。生命保険会社全体で、年間約60万件的死亡保険金請求(もしくは支払)・約350万件的終身年金等の支払手続きにおける生存証明書提出案内等の生存確認(約1,000万件的住所変更手続きを行っている(2017年度基準))</p> <p>・人口減少・少子高齢化が進む中、今後、ヒト、モノが相互にデータでつながっていく時代において、顔認証領域のデータを官民で共有し、様々な手続きに関してオンライン処理を促進することが重要であり、死亡・住所変更等の官民に共通する手続きについては、本人の事前同意を前提に、顧客を介さずバックオフィスで連携することが効果的と考える。</p> <p>・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動機に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被災者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できないことが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。</p> <p>・本人の事前同意を前提に、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を活用できれば、より迅速・確実な保険金支払等が図れる。例えば、生死情報や住所情報の利用により、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。</p> <p>・公的個人認証制度を活用する場合においても、現状では照会をしなければ異動の有無等の情報を確認することができず、タイムリーな情報把握やコスト等業務上の課題があるものと認識している。また、現行制度上で生死情報や住所情報に係る異動の把握は把握できるもの、異動後の情報が確認できないことや、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等が前提となるなど、長期にわたり契約管理するうえで課題があるものと認識している。</p>	一般社団法人生命保険協会	内閣官房総務省	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9において、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、別表第一の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたときは、機構が保存する本人確認情報を提供することとされている。</p> <p>また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号、以下「公的個人認証法」という。)第18条第1項及び第2項において、機構は、署名検証者の求めがあつたときは、署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「署名用電子証明書失効情報等」という。)の提供を行うこととされており、生命保険会社は、機構から署名用電子証明書失効情報等の提供を受け、生命保険会社で取得している署名用電子証明書の有効性を確認することで、異動の有無を確認することができるとしている。</p>	住民基本台帳法第30条の9、別表第一の公的個人認証法第18条第1項、第2項	対応不可	<p>住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民ネットワーク」という。)は、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項を基とした本人確認情報を国の機関等に提供することを可能としたシステムであり、国及び地方公共団体の行政の合理化に資しない民事上の契約を履行するためにこれを利用することは認定されておらず、提案の事務を実施するために住民ネットワークを利用することはできません。</p> <p>なお、住民基本台帳法第30条の規定により、本人確認情報の提供は「求め」に応じ行うこととされていることから、現在「住民ネットワーク」の利用が認められている機関においても、いわゆる「プッシュ型」で本人確認情報の提供を受けることはできないものとする。</p> <p>また、公的個人認証サービスについても、個人情報保護の観点から、署名利用者からオンラインで文書が送付された際に、署名検証者が機構に対して、署名に付された署名用電子証明書の有効性を確認する仕組みになっており、変更後の住所情報等を機構から署名検証者に送付することはできません。</p>	
311021015	元年10月21日	元年11月15日	元年12月19日	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化していただきたい。</p>	<p>【提案理由】</p> <p>・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約110万件的の税務関連照会、約30万件的の福祉関係照会を受けている)。</p> <p>・現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がると考える。</p> <p>・具体的には、行政機関との間で、データ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができると考える。</p> <p>・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されるとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも通うものと考えられる。また、『デジタル・ガバメント実行計画』において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされていること、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。</p>	一般社団法人生命保険協会	内閣官房総務省 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に對し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納とされた国税については、滞納処置の早期着手・早期全量に取り組みしているところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会とは、書面等で行われており、平成27年度から納税者の情報を統一して取り、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月6日の地方自治体の生活保護担当業務を集めて行う全国会議で所定の様式を使用するよう再周知しました。</p>	<p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税基本法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の継承等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第28条</p>	検討し着手	<p>【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、『デジタル・ガバメント実行計画』(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、『世界最先端デジタル国家創造宣言』官民データ活用推進基本計画(令和元年6月4日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に金融庁より行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめを策定しました。</p> <p>とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。</p>	◎
311021016	元年10月21日	元年11月15日	2年1月23日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一の早期実現および早期化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを早期に統一していただきたい。また、全自治体における電子化も進めていただきたい。</p>	<p>【提案理由】</p> <p>・各自治体から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自治体の数値により、変更されている)。</p> <p>・民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。</p> <p>・納税者に対して、地方自治体及び事業者における実態の把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムへの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を把握し、検討を進めるとの方向性がとられているが、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。</p> <p>・また、「規制改革実施計画」(令和元年6月)においては、行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組(情報公開)に関し、「手続のデジタル化」に向けて、地方自治体で先行しやすいため、独自の独自基準の追加も可能な標準様式を作成し、その普及に取り組みべきとされている。</p> <p>・そこで、電子化に向けた固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一の早期実現および将来的な電子化を要望する。</p> <p>・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</p>	一般社団法人生命保険協会	総務省	<p>納税通知書は、記載すべき事項(課税の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等)については、地方税法に規定されている(第1条第1項第9号)が、様式(書式・フォーム)については、法令に規定しているものではない。</p> <p>また、課税明細書については、記載すべき事項(土地の所在、所在地、地目、地積及び毎年年度の固定資産に係る価額、家屋の構造・所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産に係る価額。)については地方税法に規定されている(第364条第3項)、地方税法施行規則にその様式は規定されている(第25号の2様式)が、「この様式は、市町村の必要に応じ、適宜修正することができる」とされている。</p>	地方税法第1条第1項第9号、第364条第3項	検討し着手	<p>複数の地方公共団体に納税義務を有する法人にとっての実務的な解決策としては、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>地方税については、eTAXを基盤として、申告から納税までの手続において電子化の取組が進められており、順次対象税目の拡大を検討している。</p> <p>課税庁である地方公共団体が納税者から申告が、課税庁であり、課税庁が納税者に対し税額や納付時期などの納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付ける仕組みについては現在なく、納税者の環境整備や地方公共団体の実務・コストリットの精査が必要である。</p> <p>以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含め、eTAXの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得ていくこととしている。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311021017	元年 10月21日	元年 11月15日	2年 1月23日	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一および電子化の早期実現	【提案の具体的内容】 ・住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームを統一いただきたい。また、全自治体における電子化を早期に進めていただきたい。	【提案理由】 ・各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、それぞれ書式・フォームが異なる(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。 ・民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負担は大きい。 ・2016年度から正本の電子的通知が可能となっているが、全自治体で対応していない限り効率化は見込まず、総務省において、正本の電子的送付に対応していない地方団体に対して積極的かつ早急な取組みを求められているほか、電子的通知の実現に向けて検討いただいているものの、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。 ・また、「規制改革実施計画」(令和元年6月)においては、行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開に關し、「手続のデジタル化」に向けて、地方自治体が利用しやすい(地方の独自基準の追加も可能な)標準様式を作成し、その普及に取り組むべきとされている。 ・そこで、電子化のみならず、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一および電子化を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。	一般社団法人 生命保険協会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところである。	地方税法第321条の4第8項	現行制度下で対応可能	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。	
311021020	元年 10月21日	元年 11月15日	2年 1月23日	行政書士法人の成立時にその届出を強制する制度等の創設について	行政書士法人が設立登記をして、法人が成立したにもかかわらず、日本行政書士会連合会に成立の届を出すことなく行政書士業務を行政書士法人が行っているときにその届出を強制する制度等を創設することが必要である。	行政書士法第13条の10第1項は、行政書士法人に法人成立に関する日本行政書士会連合会への届出義務を定めている。 また、行政書士法第16条の4第1項により、法人成立の時をもって当然に行政書士法人は、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となることから、都道府県行政書士会への法人成立届(会費届)を提出する義務があると思われる。 ところが、その届出を強制したとしても行政書士法人又はその代表権を有する社員行政書士についての届出の定めがなく、また、届出を強制する制度も存在しない。 行政書士は個人・法人問わず、すべてが行政書士会の会員にならなければならないいわゆる「強制入会制度」が行政書士法で定められており、成立届を提出していない行政書士法人はそれと反する事例であると思われる。 未届の行政書士法人は、行政書士法第13条の9により、行政書士法人として成立しているにもかかわらず、行政書士会会員ではないため、都道府県知事及び行政書士会からその存在を認知されず、都道府県知事及び行政書士会の監督が及ばない存在になっている。 行政書士法が強制入会制度を前提としている以上、行政書士法人が成立届を提出しないことについて法人又はその代表者が処罰されず、また、行政上の強制手段も存在しないことは法律の不備であり、その不備を解消することが必要である。	個人	総務省	行政書士法13条の7において、行政書士法人は登記をしなければならないと規定されている。 また、同法第13条の10第1項において、行政書士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の属する都道府県区域に設立されている行政書士会(以下「主たる事務所の所在地の行政書士会」という。)を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならないと規定されている。 さらに同法16条の6第4項において、行政書士法人は会員となった日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならないと規定されている。	行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の7 第13条の10第1項 第14条の2 第16条の6	現行制度下で対応可能	行政書士法第13条の7で規定されているとおり、行政書士法人は登記をしなければならないと規定されています。本条に違反した行政書士法人は、同法第14条の2により、懲戒処分を受けることとなります。	
311028070	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 2月25日	マイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセス	【制度的要項内容】 ・預金者の住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報へのアクセスを(預金が解約されるまで継続的に)許容。	【制度の現状】 ・民間にマイナンバー情報(住所・氏名・生(設立)年月日・番号等の情報)へのアクセスが認められていない。 【要望理由】 ・FATF対日審査(2019年)を前に、マネロ・テロ資金対策の強化(具体的には、金融庁ガイドラインによる継続的な顧客管理が求められる)が求められる中、本邦金融機関では宛先不明で郵便物が返却される(＝住所・氏名が不明)口座が相当数ある状況。欧米など海外では、このような住所不明の口座は、不審な口座として解約や取引停止が行われており、本邦でも今後同様の対応を行う必要があるもの。 ・また、本邦では、本邦で口座を開設する際に、本人確認が求められるものの、実際に住所・氏名の変更届やマイナンバーの届出が行われないケースも多く、これを補充する(顧客(国民)利便性の観点、また適切なマネロ・テロ資金対策のための口座管理を金融機関が行う観点から、上記を要するもの)。	都銀懇話会	内閣府 金融庁 総務省	マイナンバー制度導入の際に、金融機関等からの要望に応じて公的個人認証の民間事業者への開放を行っており、これにより、金融機関は犯罪収益転防止法で定める本人確認に必要な住所、氏名、生年月日の確実な情報を電子的に取得できるとされています。金融庁においては継続的な顧客管理のため、公的個人認証の活用を、金融機関等へ推奨しております。 また、預金取扱金融機関については、マイナンバー法その他の法律により、個人番号関係事務実施者として、預金者に対してマイナンバーの提供を求められることができることとなっています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第18条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載のとおりです。	
311028083	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 1月23日	地方税の電子納付等効率化の推進	【制度的要項内容】 ・地方税共通納税システムの賦課税拡大。 ・マイナンバーによる公金決済サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等)。	【制度の現状】 ・地方税等は原則として納付書等の文書により収納することとなり、納税者、地方公共団体、金融機関も各それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。 【要望理由】 ・平成31年10月から、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(特別徴収)の電子納税を可能とする地方税共通納税システム導入が予定されている。これら税目に加え、地方税の課税件数の9割以上を占める賦課税目を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は大きく拡大することから、早期の税目拡大に向けて検討を押し進めて頂きたい。 ・マイナンバーの公金決済サービスにおいて、システム的な準備は既に完了している一方、実際に利用可能としている地方公共団体はまだ存在しない。個人による納付の効率化の観点から、マイナンバーの公金決済サービス上であらゆる税・公金の納付が可能となるよう、全国すべての地方公共団体に対し財政面も含めた幅広い支援を願いたい。 ・上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがあると想定。口座振替やペイジー、コンビニなどといった既存の納付方法の普及のほか、例えば、バーコードやQRコード等を活用した新たな納付方法の検討・導入について、各地方公共団体に対する幅広い財政支援はこれら取組を後押しする意味で極めて有効。	都銀懇話会	総務省	地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税とし、加算金及び延滞金についても対象としている。	地方税法	検討し着手	賦課税目については、納税者からの申告がなく、課税府である地方公共団体が税額を決定し賦課する仕組みであり、課税府は納税者に対し税額や納付時期などの納税通知書及び課税明細書に記載される情報を電子的に納税者へ送信する仕組みや税額等の情報と電子納付される金額等の情報を紐付けする仕組みについては現在なく、納税者側の環境整備や地方公共団体の業務・コストメリットの精査が必要である。 また、賦課税目の中で、個人納税義務者については、地方公共団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおり、すでに納税者の利便性の一定の向上が図られている。以上の観点を踏まえて、地方公共団体の理解を踏まえながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、地方税共通納税システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を確めていることとしている。	◎

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311029004	元年 10月29日	元年 12月16日	2年 3月25日	広域災害時における損害調査の迅速化(1)タクシーの安定確保(2)ドローンの迅速な使用(3)車両による物資輸送	地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、以下の法整備を要望する。 (1)立会損害調査に必要なタクシーの安定供給のため、タクシーの一時的な指定営業区域規制の緩和 (2)家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略 (3)被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等	損害保険業のように広域災害直後に大量の人員を被災地に派遣し、早期の被災地復興を支援する事業にとって、保険金支払の迅速性を阻害する観点から以下の点が課題であり、解決手段として災害時の一時的な規制緩和を求めたい。 (1)平成28年熊本地震では、被災地で損害調査を行う際のタクシー確保が難しく、指定営業区域外のタクシーを経営利用することで何と対応したが、非効率な査定を余儀なくされた。また、令和元年山形県沖地震では、山形と新潟の県境周辺での調査が必要だったが、規制により県境を越え立会調査ができず、非効率な査定を余儀なくされた。指定営業区域規制が緩和されエリア外タクシーの被災地での利用が可能になると、交通手段の安定確保が見込まれる。(2)ドローンを使用する場合、飛行場所の許可(人口密集地帯、道路の上空、河川・河川敷(一級河川)を始めた国土の規制が及ぶ地域)が必要となるが、飛行場所の管理者によっては煩雑な手続きが求められる場合があり、迅速な損害調査が困難なケースがある。これらの手続きが緩和されると、災害直後の調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考えられる。(3)損害サービスの安定稼働のため、広域災害直後から大量の人員を被災地に派遣するが、交通インフラが麻痺すると被災地での食料調達が十分にできず、人員派遣が困難になるケースがある。また、被災地での物資不足緩和の観点から、事業者自ら生活必需品を輸送することができるが、災害直後には、高速道路の利用制限等の事情により、被災地への物資輸送が困難なケースがある。緊急自動車の定義・届出が緩和されると、被災地への物資輸送を自主的に迅速に行うことができ、早期の被災地復興にも繋がると考える。	一般社団法人 日本損害保険協会	内閣府 警察庁 総務省 国土交通省	(1) 営業区域とは、営業活動の適正な遂行及び運行管理の適正な確保の観点から設定される営業所地を含む合理的な地理範囲をいい、現行法上、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止している。 (2) 航空局(人口密集地帯) 人口密集地帯上空など、無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域において無人航空機を飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要。 (2)「家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等」について 道路使用許可制度は、道路本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度です。 河川敷地占用許可制度は、河川法第24条により、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を占用(※)しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないこととされています。(※排他的・独占的に使用することをいいます。) (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 都道府県公安委員会は、災害応急対策が認められるまで、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされており、緊急通行車両であれば、車両の通行が禁止された区間(緊急交通路)であっても災害応急対策のために通行することができます。 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2第2号及び第33条第2号及び第33条第6号 一方、地帯の自由な河川使用を妨げないよう、例えば単にドローンで河川上空を通過するなどは、原則許しません。 なお、飛行する場所が河川区域のうち既占用地や民有地であれば、その占用者や所有者への確認が必要になります。 (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定行政機関の長、指定地方公共機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」といいます。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき緊急発生時に指定事業者が使用する車両も含まれています。生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています(都道府県知事又は都道府県公安委員において、指定行政機関等との契約等の内容を確認する書類を保有の上、緊急通行車両認証標章を交付しています。) また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両で緊急交通路の通行が認められる車両の範囲についても、道路の交通整理や交通量、被災地への物資輸送等と関係なく、指定行政機関等との契約等に基づき緊急輸送に従事する車両として認められることとされています。 なお、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問所における標章及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めています。	(1) 道路運送法施行規則第5条 (2) 航空局(人口密集地帯) 航空法第132条第1項 道路運送法(昭和35年法律第105号)第77条 (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2第1号及び第33条 災害対策基本法施行規則(昭和37年政令第52号)第6条	(1) 現行制度下で対応可能 (2) 現行制度下で対応可能 (3) 現行制度下で対応可能 事実認識	(1) 営業区域については、災害時等の緊急時には、要請者の避難輸送や被災者の移動確保などにより必要性・公共性の高い運送に支障が生じない範囲において、各地方運輸局において必要に応じ弾力的に対応しているところ。なお、こうした運用を法律上明確化するため、今年7月に閣議決定された「特種対応運送サービスの確保の確保に関する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」において、道路運送法第20条に例外規定を設けることとしています。 (2) 航空局(人口密集地帯) 人又は家畜が密集している地域でドローンを飛行させる場合には、地上の人又は物の安全を確保するため、使用する機材、操縦者の技量、調べる必要があるが、このほか別の法律や条件の定めにより飛行が禁止されている場合もあります。 また、こうした航空法に基づく許可については、全国の人口集中地区を対象とした最大規模の包括的な許可により個別の許可を不要とするなど、オンラインシステムを整備し、緊急の際には電話による申請も受け付けるなど、現行運用上も既に迅速な手続きを可能としています。 なお、航空法に基づく飛行許可において、道路や河川管理者等との手続きは求められません。 (2)「家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等」について 道路における危険な飛行を阻害するおそれがある工事・作業を行う場合や危険なドローンが密集して飛行し被害を及ぼすおそれがある場合など、ドローンを利用するにあたっては、運用許可を要しますが、これに代わる形態で、単にドローンを用いた道路上空からの撮影を行うおそれがある場合は、現行制度上、道路使用許可を要しません。 (3)「現行制度下で対応可能」 河川が公用物であることにかかわらず、治水、利水及び環境に係る本来の機能が十分に十分に維持され、良好な環境の保全と適切な利用を図るために、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を排他的・独占的に使用してドローンを飛行させる場合は、河川法第24条の許可が必要である。一方、地帯の自由な河川使用を妨げないよう、例えば単にドローンで河川上空を通過するなどは、原則許しません。 なお、飛行する場所が河川区域のうち既占用地や民有地であれば、その占用者や所有者への確認が必要になります。 (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定行政機関の長、指定地方公共機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」といいます。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき緊急発生時に指定事業者が使用する車両も含まれています。生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとされています(都道府県知事又は都道府県公安委員において、指定行政機関等との契約等の内容を確認する書類を保有の上、緊急通行車両認証標章を交付しています。) また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両で緊急交通路の通行が認められる車両の範囲についても、道路の交通整理や交通量、被災地への物資輸送等と関係なく、指定行政機関等との契約等に基づき緊急輸送に従事する車両として認められることとされています。	
31117001	元年 11月17日	元年 12月16日	2年 1月23日	建設業の主任技術者へ、工事担任者を専任できるようにする。	電気工事士においては、第2種電気工事士+実務経験3年で建設業法における主任技術者になることが可能となっている。一方、電気通信工事における工事担任者については、電気工事士同様の制度が存在しない。 電気通信工事は「電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会」にもある通り、「元請完成工事高は増加傾向にあるため、技術者1人あたりの工事量が増加傾向。」である。 潜在的に10万人以上の資格者が活用でき、増加する電気通信工事への対応が可能となる。 なお、現行の3種は主に家庭用を対象としていることから、資格については現行の1種工事担任者以上とする。	個人	総務省 国土交通省	電気通信事業法の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者は、建設業法における電気工事の主任技術者として位置づけられていますが、工事担任者資格者証の交付を受けた者は、建設業法の規定による電気通信工事の主任技術者として位置づけられていません。	建設業法施行規則第7条	検討を予定	電気通信事業法の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者、建設業法の規定による電気通信工事の主任技術者として位置づけられていることについては、工事担任者が建設工事における施工の技術上の管理を適切に実施することできる資格であるという観点から検討したいと考えています。		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311117002	元年 11月17日	元年 12月16日	2年 1月23日	消防設備士講習受講義務の緩和	消防法第17条の10に規定されている消防設備士の義務講習について、「消防設備の取扱作業に従事する消防設備士」へと緩和する。  消防法第17条の10改正法令案です。 消防設備士は、(中略)講習を受けなければならない。 ↓ 消防設備の取扱作業に従事する消防設備士は、(中略)講習を受けなければならない。	2019年4月12日 東京新聞朝刊(https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201904/CK2019041202000161.html)の通り、東京消防庁が消防法で義務付けられた定期講習を受けず、消防法違反の状態である事が判明しました。 これは、一律に定期講習を受講させる事を義務付けている弊害となってしまっています。 一方、危険物取扱者講習は「危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者」となっており、有資格者全員への定期講習受講義務は発生していません。 消防設備士においても、「消防設備の取扱作業に従事する消防設備士」に限定し、講習受講義務とするよう規制改革を提案します。	個人	総務省	消防法第17条の10	対応不可	消防用設備等については、火災時においてもその機能の確保を担保するため、消防設備士による適切な工事又は整備が求められています。 危険物取扱者は自らの事務所等において、一定の業務に従事するために必要な資格として定められているものである一方、消防設備士は建築物等の設置に際し、消防用設備等の工事又は整備を独占業務として、適切に行うために必要な資格として定められたものであり、常に当該工事又は整備を依頼する者等に対する信頼に応える必要があるため、危険物取扱者とは異なり、消防用設備等の工事又は整備の業務への従事の有無にかかわらず講習を受けることを義務付けています。 また、消防用設備等に関する基準は、技術進歩等に応じて頻繁に改正されており、消防設備士は、こうした技術進歩に対応して、消防用設備等の工事又は整備に関する最新の知識を常に身につけておく必要があることから、消防用設備等の工事又は整備を適切に行うためには定期的に講習を受ける必要があります。 以上のことから、ご提案のとおり緩和することは困難です。		
311127011	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進すること	工期が複数年度に亘る公共工事の発注推進	公共工事は、行政等の単年度会計の予算に基づいて発注されることから、短い工期で対応せざるを得ない場合があり、事業者にとって大きな負担となっている。 このため、例えば、複数年度の予算執行を可能とする制度(債務負担行為)の活用を徹底することなどにより、工期が複数年度に亘る公共工事の発注を推進する必要がある。	日本商工会議所	総務省 財務省 国土交通省	令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が改正され、 ・地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、工期等が一年に満たない公共工事等についての債務負担行為等の活用による年度にわたる工期等の設定その他の必要な措置を講ずること ・公共工事等に従事する者の休日や準備期間等を考慮し、適正な工期等の設定を行うことが発注者の責務として新たに規定されました(第7条第1項第5号及び第6号)。 また、同年6月には「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)が改正され、公共工事の施工に必要な工期の確保及び施工時期の平準化のための方策を講ずることが公共工事の発注者の努力義務として規定されました。(第17条第2項第5号)。 さらに、これらの法改正を踏まえ、同年10月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部変更が閣議決定され、それぞれに適正な工期設定や施工時期の平準化を図るための具体的な措置が規定されました。	・公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第5号及び第6号 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条第2項第5号	現行制度下で対応可能	これまで、国土交通省直轄工事では、適正な工期を設定するとともに、国庫債務負担行為の活用等により施工時期の平準化の取組を進めてきたところです。 また、地方公共団体に対しても、債務負担行為の積極的な活用、繰越年度の適切な活用等施工時期の平準化に向けた取組について総務省と国土交通省の連名で繰り返し要請を行ってきたところです。 さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)の改正を踏まえ、同法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改定作業を実施しており、今後は、全ての地方公共団体に対して、その理念や具体的な内容について理解を深めていただく上で、運用を徹底していただければ、地域発注者協議会等の場を通じて緊密に連携して取り組んでいく予定です。	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
311127028	元年 11月27日	2年 1月24日	2年 4月23日	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	<p>(ア. 災害時の対応機能拡大) 大規模災害等の被災時には、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもとに必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。 また現在、政府で定めている、個人の医療情報、診療データを共有化する「医療ID」にマイナンバーとの連携も実現すべきである。</p> <p>(イ. ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進)) 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるべきである。 健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。 (注)エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することができる。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能としている。</p> <p>(ウ. 取得促進に向けた体制整備) 現状では自治体窓口におけるカードの受け取り時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受け取りにかかる個人の負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を、全国の自治体に横展開すべきである。</p>	日本商工会議所	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 厚生労働省	<p>ア. 前段 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。</p> <p>ア. 後段 マイナンバー制度では、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の提供にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機関を法律に明記しております。現在、同制度においては、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる仕組みとはしていませんが、これは、平成27年10月10日よりまとめられた「医療等分野における番号制度の活用に関する検討報告書」において、「マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティ等とも矛盾することになる」等として、マイナンバーそのものを用いることは不適切とされたことも踏まえたものです。</p> <p>一方、マイナンバー制度では、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するなどして、国民自らが様々な本人の個人情報に安全で効率的にアクセスできる情報・インフラの構築を進めており、同報告書においては、「医療等分野でも、こうしたマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である」としています。これを踏まえ、マイナンバー制度の基盤を活用し、マイナンバーカードで健康保険資格を確認することも可能とする。オンライン健康保険システムの構築を進めます。</p> <p>また、医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報(2021年9月を過ぎ、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を図ることも可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 マイナンバーカードと運転免許証は統合されています。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、令和2年度以降、患者の利便性向上のためにモテル事業、実証・モテル事業を踏まえ積極的に行うこととしています。</p> <p>ウ. マイナンバーカードは顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実な本人確認を行える、極めて高い認証強度を誇ったものであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとされており(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成28年政令第155号)第13条第2項)。そのため、住民の利便性を考慮し、土日・夜間開庁の実施を行っている市区町村があります。</p> <p>また、本人確認をカードの交付申請時にし、出来上がったカードを後日、郵送で交付する「申請時来庁方式」や、さらに企業等に出向いて本人確認と交付申請交付を行う「出張申請交付」の実施を行っている市区町村もあります。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成28年政令第155号)第13条第2項</p>	<p>ア. 前段 「IDカードとしての機能拡充」が指すものが必ずしも明らかでないが、左記のとおり、個人情報の行政機関による読み取りにはすでに対応が完了しています。</p> <p>ア. 後段 医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報(2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認をとる予定です。</p> <p>イ. 前段 運転免許証とマイナンバーカードの統合に当たっては、交通違反等の現場において、警察官が運転免許の有無や条件を確認することができるか否かが課題となること。運転免許証の記載事項のマイナンバーカードの券面への表示、マイナンバーカードのICチップ情報の読取り、警察官が免許関係情報を確認するための端末の整備・運用、運転免許証のシステムとマイナンバーカードのシステムの接続等について、警察活動に与える影響や費用対効果等を整理する必要があるものと見ております。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバメント関係会議の方針に基づき、マイナンバー制度のメリットを国民により実感してもらえよう、医療機関においてマイナンバーカードを活用した、患者の利便性向上に向けた取組を支援するため、モテル事業を実施することとしていきます。</p> <p>ウ. また、モテル事業で得た成果を横展開し、マイナンバーカードの利活用の促進を図ることとしているところです。</p> <p>土. 平日夜間開庁の実施や出張申請交付の実施については、昨年9月に各市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定を依頼する中で、積極的な実施を要請しており、昨年12月時点での予定も含め、土・日・平日夜間開庁については1312団体、出張申請交付については904団体で取組んでもらっているところです。</p> <p>また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請交付の実施などの各市区町村によるカード取得促進のための優良事例について、本年9月に各市区町村に横展開するために事例集として共有、総務省ホームページに掲載しております。</p>	
311128008	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	国・地方公共団体とリース取引について②	<p>現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の償還法として根付いている「リース契約書(参考)2019年3月改訂」及び「プログラム・リース契約書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一したリース契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。</p> <p>・現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の償還法として根付いている「リース契約書(参考)2019年3月改訂」及び「プログラム・リース契約書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一したリース契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。</p>	(公社)リース事業協会	総務省 財務省	<p>(国) ・国が契約を締結する際、原則として、契約書を作成することが必要です。 ・契約書に記載すべき事項は会計法第29条の8第1項等で規定していますが、契約の性質又は目的を踏まえ、契約書に記載する事項を増し減し又は追加することも可能です。 (地方公共団体) 地方公共団体の契約における契約書については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5条において、契約書を作成する場合には、当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ当該契約は、確定しない旨の規定のみであり、その他の必要な事項は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2により、地方公共団体の財務に關し必要な事項は、各地方公共団体の規則で定めるとされています。</p>	<p>会計法(昭和22年法律第30号)第29条の8第1項 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条第1項</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2</p>	<p>・国や地方公共団体が締結するリース契約については、その性質・目的は多様多様であり、さらに、同じ製品をリース契約により調達する場合であっても、当該製品の設置場所、使用頻度などによっても、契約担当官等が契約書に記載する事項について個別に検討等することとなります。</p> <p>・国や地方公共団体が作成する契約書については、後日、契約上の紛争や疑義が生じることを避けるため、できるだけ詳細に規定することが求められますので、上記を踏まえ、二、ご提案いただいた統一したリース契約書のひな形を作成することは困難と考えます。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311128009	元年 11月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	国・地方公共団体とのリース取引について③	リース会社が国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、リース会社株式の請求書を認めず、国・地方公共団体様式で請求書の作成を求められる場合がある。また、リース会社様式で請求書の発行が認められている場合であっても、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記が求められる場合がある。 ・これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。 ・国・地方公共団体のリース料の支払いは、口座振替によることがほとんどなく、官公庁・リース会社の事務合理化のために、リース料の口座振替を認めること。	(公社)リース事業協会	総務省 財務省	(国) ・請求書の様式、押印の要否等については、会計法令上定められておりません。 ・国庫金の支払いについては、預金又は貯金への振込の方法によることが可能となっております。 (地方公共団体) 地方公共団体が支払いを行う際に求める請求書については法令上の定めはありませんが、地方公共団体の財務に関し必要な事項は、各地方公共団体の規則で定めるところとしております。また、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2により口座振替による支出が可能である旨が規定されています。	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第48条の2第1項第3号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の2、第173条の2	現行制度下で対応可能	(国) 請求書については、請求に必要な事項が記載されているものであれば、会計法令上いかなる様式でも問題ないものと考えております。但し、押印については、文書が真正に成立したものであることを確認する必要がありますことから、省略は適当でないものと考えております。 ・国庫金の支払いについては、預金又は貯金への振込の方法によることが可能となっております。 (地方公共団体) ・地方公共団体の支出は、地方自治法第232条の5第1項により債権者のために行われなければならないこととされているため、請求書等により支出先が正当な債権者であることの確認が必要ですが、国と同様に、請求に必要な事項が記載されているのであれば、地方自治法上いかなる様式でも問題ないものと考えております。但し、押印については、文書が真正に成立したものであることを確認する必要がありますことから、省略は適当でないものと考えております。 ・地方公共団体の支出については、地方自治法施行令第165条の2により口座振替による支出が可能となっております。		
311128010	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 1月23日	国・地方公共団体とのリース取引について④	地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での電子化による一本化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。	「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。 ・添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色等)指定する地方公共団体もある。 ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方公共団体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 ・デジタル手法では、地方公共団体は情報通信技術の利用について努力義務とされているが、早急に競争入札参加資格申請の電子化を実現すること。	(公社)リース事業協会	総務省	地方公共団体は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5、第167条の5の2により、入札に参加する者に必要な資格を定めることができますが、競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法及び地方自治法施行令で規定しているものではなく、いかなる要件も参加資格とするかは各地方公共団体が必要に応じ適宜定めるものとなっております。現在、その申請書類や申請手続きに統一的な定めはありません。	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2	検討に着手	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請については、規制改革推進計画(平成30年6月15日閣議決定)において、「競争入札参加資格審査申請(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5、第167条の5の2等)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定め、検討を進める。」とされており、現在、当該工程表に基づき、標準書式の検討及び作成を進めており、今後、地方公共団体に対し、標準書式等を通知等で周知する予定としています。また、その際に、当該標準書式を活用した競争入札参加資格審査申請の電子化についても要請する予定としています。	◎
311128017	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 1月23日	軽自動車納税確認の電子化について	軽自動車の納税確認について、登録自動車同様に電子化を早期に推進すること。	・軽自動車納税の納税証明書は軽自動車の車検をする際に必要な書類とされている。 ・リース会社が自動車のメンテナンスを行うリース契約(メンテナンス・リース)において、リース会社が車検手続きを行っているが、この手続きをする前に軽自動車納税の納税確認を紙ベース(納税証明書)で行っている。 ・納税証明書を電子化することにより、リース会社の事務効率化を図ることができる。 ・登録自動車の納税確認は電子化(国土交通省と各都道府県間で確認)が進んでいるが、軽自動車についても電子化を早期に進めること。	(公社)リース事業協会	総務省 国土交通省	軽自動車納税の納税確認の電子化は現状対応しておりませんが、現在、実現に向けて検討しております。	道路運送車両法第97条の2	検討に着手	軽自動車納税の納税確認の電子化の実現に向けて、引き続き関係者と検討を進めてまいります。	
311214002	元年 12月14日	2年 1月24日	2年 2月25日	アマチュア無線技士の区分見直し改善案 3区分とする(2級は廃止)	現行 4区分に分かれている(1級から4級) 今後増加すると考えにくい、アマチュア無線技士の区分も4区分を維持していく必要はないのではないか。試験の実施や免許発行のコストを考慮して3区分程度にすべきではないか。 現行の2級を廃止して、1級に統合するのが合理的と考える。	アマチュア無線技士の資格取得者は減少傾向にあり、開局数も同様である。今後増加すると考えにくい、アマチュア無線技士の区分も4区分を維持していく必要はないのではないか。試験の実施や免許発行のコストを考慮して3区分程度にすべきではないか。 現行の2級を廃止して、1級に統合するのが合理的と考える。	個人	総務省	電波は空間を伝わるという性質から空中線電力が大きくなるにしたがってその伝わる範囲等も広がる一方、狭った無線設備の操作を行うと他の通信に混信・妨害といった悪影響も拡大します。 また、空中線電力が大きくなるに伴い、無線設備の構造・機能等も高度化し操作するための知識・技術もより高度であることが求められます。 電波の有効かつ安全な利用の観点から、アマチュア無線技士は無線設備の操作に必要な知識・技能を空中線電力の大きさ等により区分した資格制度を採用しております。 第2級アマチュア無線技士の操作の範囲は空中線電力200W以下の無線設備の操作としておりそのために必要な知識・技術を確認するため無線工学の基礎を資格試験により確認しています。第1級アマチュア無線技士には空中線電力に制限は設けていないことから、無線工学の応用に関する知識・技術を資格試験により確認しています。	電波法施行令第3条	対応不可	有限省少な電波の有効かつ安全な利用の観点から現行の区分は妥当であると考えます。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311230002	元年 12月30日	2年 1月24日	2年 2月25日	政府調達情報のopen data化	【要望】 政府調達情報のopen data化を推進してほしいです。 【現状】 政府調達情報は政府のサイトであるhttps://www.geps.go.jp/で閲覧できますが、かなり使いにくいです。また、情報が構造化されておらず、ソフトウェアなどで分析しにくいです。APIも整備されていません。 政府調達情報に関する民間事業者のデータベースもありますが、有料で使いにくいです。また、情報が網羅されていないです。	【付加価値】 1.「民主的ガバナンス」をより良いものにする。 2.「スマート公共サービス」に関して民間事業者が関与しやすくなる。 3. 政府の予算削減。 例) 裁判所はIT化をこれら推進すると言われているが、既に100億円/年程度を使っており、非効率的なITソフトウェアシステムで運用されていると推察されますが、細かく分析できないです。もし細かく分析できれば、より良いソフトウェアシステムを提案出来るだけでなく、政府の予算削減に繋がるとも思います。 【その他】 「入札」に関しては、この要望の提案には含まれていません。	個人	内閣官房 総務省	【内閣官房】 オープンデータ基本指針(平成29年5月30日 IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和元年6月7日改正)に基づき、政府は積極的にオープンデータに取組むこととされています。 【総務省】 政府調達情報については、調達ポータルサイト(https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAZ01/OZA0101)において確認できます。調達ポータルは電子調達情報のオープンデータ化として主に物品・役務等の資格情報、入札情報、契約等、電子情報を各府省庁が登録した上で、一元的に資格審査情報、入札、契約情報を取り扱うポータルサイトを目的として平成30年度から運用を開始しております。	官民データ活用推進基本法 第八条	検討を予定	【内閣官房】 引き続き、政府全体のオープンデータの取組促進に向けて、各府省の取組計画・内容の現況確認等を行い、各状況を踏まえてフォローアップいたします。 【総務省】 調達ポータルでは、現在、令和2年度から検索機能の強化などに着手することとしており、今後も利用の皆様のご意見をいただきながらの改善を行い利便性の向上を目指してまいります。	
020203001	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	高圧混合配管の気体耐圧時の試験方法について	高圧ガス保安法では、設備(配管含む)は、常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して耐圧試験を行うよう定められており、液体を使用することが困難な場合は、常用の圧力の1.25倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して耐圧試験を行うことが認められている。 方、消防法では、最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む)を行うよう定められている。高圧ガス保安法と消防法の両方の規制を受ける高圧混合配管の耐圧試験を気体で行う場合(化学プロセスには水を練うのがあり、試験後の水除去が容易でない場合等は、水の使用が困難である)、高圧ガス保安法では1.25倍以上の圧力だが、消防法では気体で行う場合であっても1.5倍以上を求めており、最終的に、1.5倍以上の圧力での耐圧試験となる。圧縮気体は、高圧の水よりもエネルギーが高く、万が一の際に被害が大きくなる可能性があることを考慮すれば、それを未然に防止するため高圧ガス保安法に合わせ1.25倍程度より低い圧力とするのが妥当と考える。	石油化学 工業協会	総務省 経済産業省	危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備の技術上の基準において、配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験(水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。)を行ったとき漏えいその他の異常がないものであることとされています。	危険物の規制に関する政令第9条第1項第21号イ	検討を予定	ご提案の配管工事後の現場確認の方法について、確認作業に伴う事故を未然に防止する観点から、詳細を確認した上で、運用について検討してまいりたいと考えています。		
020203002	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	石炭法制定以前に建設された事業所におけるレイアウト省令に関する変更に係る権限の移譲について	石炭法及び関連政省令は、昭和51年に制定されたが、それ以前に建設された事業所では、レイアウト省令の基準に適合していない(できない)箇所がある。そのため、変更を行う場合、総務省消防庁特殊災害室へ事情を説明し対応を認めている。一方、市町村長等(消防本部)は、普段から合同防災訓練や立入検査等を行い、事業所の実態(危険性や安全性等)を細かなところまで把握しているため、変更を行う際の基準への適合性検討で最も合理的な判断を下すことが可能と考えられる。さらに、現状においては、都道府県知事が意見を述べようとするときのみ、市町村長等の意見が取り入れられる可能性があるが(*、本権限移譲が実現すれば、より市町村長等の意見が反映されやすくなり迅速化が図られ、事業所のさらなる保安・防災の向上に寄与すると考えられる。	石油化学 工業協会	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート等特別防災区域において一定量以上の石油と高圧ガスの両方を貯蔵、計測する事業所の新設・変更の際には主務大臣(総務大臣・経済産業大臣)にその計画の届出が義務づけられており、その際に施設地区の面積、配置、通路等の制限に関する省令(いわゆる「レイアウト省令」)による規制を受けることとなっています。 基準に照らして災害の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、主務大臣が変更の指示、計測の廃止をすることができ、この指示については、関係行政機関の長から主務大臣への指示の要請と主務大臣が指示をする際にあらかじめ関係行政機関の長と協議することなどが定められています。 法定以前に建設された事業所ではレイアウト省令の基準に適合していません。また、基準適合することが困難な箇所がある場合がありますが、その場合には施設の実情に鑑み弾力的な基準の運用を行っています。 法令による手続き上、都道府県知事の意見を聴かなければならないとされており、都道府県知事が意見を述べようとする時は、「(意見なし)の意見を含む」市町村長等の意見を聴かなければならないとされています。 したがって、事業所の実態に精通している市町村長等(消防本部)の意見照会が必ず行われるものとなっています。	石油コンビナート等 災害防止法 第5条、7条、8条	対応不可	レイアウト省令による規制は、大量の危険物(石油類1万キログラム以上)と高圧ガス(200万立方メートル以上)を取り扱う事業所に適用されており、このような事業所は、致命的な災害の発生及び拡大の危険性が特に大きく、一度災害が発生すると、市町村、場合によっては都道府県を超えて拡大する恐れもあります。 したがって、市町村及び都道府県が平素から事業所の詳細について精査しておくことは当然として、被害が大規模に及ぶに際しにおける都道府県知事及び市町村長への指示権(法第41条の2)の行使や専門的知識を有する職員の手添(法第28条8項)を行うのが、事業所の設置計画や現地の状況についてしっかりと把握、指導の必要があるため主務大臣(総務大臣・経済産業大臣)の事務としています。 なお、届出は郵送でも受け付けており、また届出の際の説明についても、電話、メール等による対応も行っており、必ずしも来庁を必要としておりません。		
020203003	2年 2月3日	2年 3月4日	2年 3月25日	危険物安全弁の点検周期に係る規制緩和について	ボイラー・圧容器(以下、「ボイ圧」という。)及び消防法が適用される安全弁においては、ボイ圧の連続運転認定を受けていても、消防法では毎年確認が必要となっているため連続運転ができない。そこで、ボイ圧及び消防法に係わる法令が適用される安全弁についても、高圧ガス保安法に基づく運用を要望する。 提案理由は以下の2点である。 ・製造所等の定期点検に関する指導指針において、「消防法及び高圧ガス保安法が適用される安全弁については、作動確認の時期を高圧ガス保安法に基づき保安検査における作動検査の時期に準ずるものとし、当該作動検査を行った場合は作動確認を行ったものとする」との運用が、当該安全弁に適用されており、高圧ガス保安法による自主保安認定事業者は、当該設備の高圧ガス保安法に基づく連続運転が可能になっていること。 ・本運用を適用しても、当該設備の保安は、ボイ圧に係わる法令(労働安全衛生法第41条第2項)によって担保されていること。	石油化学 工業協会	総務省 厚生労働省 経済産業省	製造所等の所有者等は、当該施設における貯蔵又は取り扱う危険物の数量等に応じ、当該施設について、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存することとされています(消防法第14条の3の2)。この定期点検に係る運用として、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月29日付け消防法第48号)において、施設形態等に応じた「点検項目」、「点検内容」、「点検方法」等の項目を記載した点検表の例を指針として示しているところです。 危険物を取り扱う設備に設けられる安全弁については、上記通知において、作動確認により機能の適否を確認することとされています。	「製造所等の定期点検」に関する指導指針の整備について(平成3年5月29日付け消防法第48号)別記2の注3	検討を予定	ご提案の安全弁に係る作動確認の方法について、詳細を確認した上で、生産通知における取扱について検討してまいりたいと考えています。		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020310006	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の完全電子化に向けての見直し	「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の完全電子化に向けて、全ての市区町村においてeLTAx対応(正本のeLTAxによる電子送付及び副本としてのCSV形式でのデータ送付)としていただきたい。 また、副本として取得できるCSV形式データにおけるユニークキーとして、現在は、受給者番号が使われているが、個人番号(マイナンバー)※を利用できるようにしていただきたい。 ※個人番号の利用範囲には税も含まれることから、特別徴収義務者(企業)が、納税者(従業員)から正しく税を徴収し、納付するための事務としての利用を認めていただきたい。	給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の決定通知の特別徴収義務者たる企業用(以下「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」という)については、現状、市区町村から正本として紙が送付されてきている。また、eLTAx対応の市区町村からは、副本としてCSV形式のデータを取得できるようになっているが、完全電子化の実現に向けては、以下の課題があり、早急な改善が望まれる。 ・住民税の決定通知(特別徴収義務者用)の正本については、紙での送付であることから、特別徴収義務者(=企業)では、開封、仕分け、保管(機密情報を含む)の厳重な保管のために管理コストが発生している。 ・住民税の特別徴収にあたっては、企業が給与計算システムへ取り込みを行い、従業員の給与から引去りを行った上で、各市区町村へ納付するが、当該給与引去りにあたっては、eLTAxで対応の市区町村については、副本として取得できるCSV形式データを用いている一方で、eLTAx対応ができていない市区町村については、「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」の正本(紙)から手作業でデータ化を行っているため大きなコストが発生している。 ・ユニークキーとして「住民税の決定通知(特別徴収義務者用)」に付される受給者(通知を受ける者)番号については、市区町村によってはeLTAxデータ及び正本(紙)に記載していないケースも散見されており、特に外国人従業員については企業への登録名と異なることもあるため、対象者を特定することが難しい場合もある。これにより、正しい納税者から正しく住民税を徴収できないリスクが発生している。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAx(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところである。	地方税法第321条の4第8項	現行制度で対応可能	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAxシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。まずは、電子署名を付した正本の電子的送付に未対応でない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本送付について積極的かつ早急な取組みを求めているところです。	
020310007	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	「住民税の決定通知(納税義務者用)」の行政からの納税者(従業員)への直接配付	「住民税の決定通知(納税義務者用)」については、特別徴収義務者たる企業を介して、納税者(従業員)に配布するのではなく、マイナンバー等により納税者(従業員)へ直接配付(配信)するようしていただきたい。	給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額の決定通知の納税義務者たる従業員用(以下「住民税の決定通知(納税義務者用)」という)については、市区町村から特別徴収義務者たる企業へ紙で送付されてきており、当該紙通知を企業が従業員毎に仕分け、封書詰めを行い配付しているのが現状であり、大きな労力と費用を要しているところである。 また、「住民税の決定通知(納税義務者用)」の電子的送付にあたっては、特別徴収義務者たる企業が電子的送付を受けた後、その企業から納税者(従業員)への電子的送付またはプリントアウトしての送付(本人同意がない場合)が必要となることから、その場合は、企業側がプリンターの用意、電子的な送付(開示)にかかるシステム構築、本人同意にかかるシステム構築が必要となるため、企業のコスト負担は現行の紙のみの通知よりも増加する。 更に、非連盟の会員企業は製造業であり、パソコンや社内LAN環境がない工場勤務の従業員も多数存在していることから、紙での配付オペレーションは継続せざるを得ないところが多い。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	内閣府 総務省	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、紙の通知書により、各市区町村から特別徴収義務者を通じて納税義務者に対して通知されています。	地方税法第321条の4第1項、第2項	検討に着手	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党)において、「導入に向けた取組みを進める。」とされたところであり、これを受け、現在、電子データの送付方法も詰め電子化の具体的方策を関係者間で調整中です。	
020310008	2年 3月10日	2年 4月23日	2年 5月27日	所得等にかかわる証明書(所得証明書)や住民票の名称・様式の統一・標準化	所得等に係る証明書については、名称の統一を図るべきである。また、所得等にかかわる証明書、住民票の様式及び記載項目(定義)・内容の統一化、標準化を図るべきである。	多くの企業において、健康保険扶養認定等で市区町村発行の所得証明書や住民票がエビデンスとして必要とされるが、市区町村によって、証明書のタイトル(名称)や形式が異なるため、従業員に統一した説明ができない。ある市区町村では所得証明書、別の市区町村では課税証明書等)があったり、住民票については、市区町村によって様式が異なるため、企業側でエビデンスとして住民票を確認する際に、必要な情報確認に手間がかかり、大変非効率な現状にある。	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	総務省	【所得等に係る証明書について】 所得等にかかわる証明書については、法令で定められたものではなく、各市区町村において行政サービスの一環として発行されているものです。 【住民票について】 「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日付自治振第150号等)において住民票の様式を示していますが、住民票の様式は、各市町村において定めています。	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条 「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日付自治振第150号等)	【所得等に係る証明書について】 【住民票について】 【対応】	【所得等に係る証明書について】 所得等にかかわる証明書については、法令で定められたものではなく、各市区町村において行政サービスの一環として発行されているものです。 【住民票について】 住民票については、住民記録システムに関する検討会を開催し、住民記録システムの標準仕様書を作成することとし、当該仕様書において、住民票の写しを含む各種様式・帳票の標準化を図ることとしています。	
020311001	2年 3月11日	2年 4月23日	2年 5月27日	IP電話にMNPできるようにし、且つ緊急通報できるようにする	スマートフォンのIP電話アプリでは緊急通報ができません。IP電話が緊急通報に対応してないからです。緊急通報ができるようになれば、携帯電話の音声通話契約が不要になります。また、IP電話に090等携帯番号のMNPができれば、IP電話に移行しやすいです。また、IP電話に090等の携帯電話番号をMNPできるようにしてください。	スマートフォンのIP電話アプリから緊急通報ができるようにして下さい。	個人	総務省	電気通信事業者が緊急通報を扱う場合における電気通信設備の技術基準については、事業用電気通信設備規則において示されています。また、スマートフォンのIP電話アプリで用いられる090番号(特定IP電話番号)を始めとする電気通信番号を使用して電気通信事業者が通信サービス(電気通信役務)を提供する場合における条件は、電気通信番号計画において示していますが、090番号(特定IP電話番号)に関して、緊急通報を扱うことを禁止することはしていません。	事業用電気通信設備規則第36条の6等 電気通信番号計画第3条の表	【緊急通報について】 【MNPについて】 【対応不可】	現行制度下においても、事業用電気通信設備規則第36条の6等の規定を満たせば、電気通信事業者は090番号(特定IP電話番号)を使用するIP電話において緊急通報を扱うことが可能です。 また、電気通信番号計画では、090番号等の携帯電話番号(音声伝送携帯電話番号)、090番号(特定IP電話番号)といった電気通信番号の種別ごとに通信サービス(電気通信役務)の内容等を識別できるように規定を整備しています。電気通信事業者は、このような識別ができることを前提として、通信ネットワークを構築しています。090番号等の携帯電話番号(音声伝送携帯電話番号)は主として携帯電話の通信サービスを識別する一方で、090番号(特定IP電話番号)で識別されるIP電話は、スマートフォンのIP電話アプリだけでなく、固定電話の通信サービスでも使用することが可能です。090番号等の携帯電話番号(音声伝送携帯電話番号)をスマートフォンのIP電話アプリに番号ポータビリティすることは、このような電気通信番号の種別による通信サービスの内容等の識別ができないこととなるため、適当ではないと考えます。	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020317001	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	IoT・ロボット等の非防爆機器の設置・使用に関する統一基準の策定	デジタル技術を用いた工場の生産性向上が課題となるなか、自治体毎の規制の差異は事業者の予見可能性を下げ、新技術の導入に向けた足枷となりかねないことから、防爆エリアにおける非防爆機器の設置・使用に関する全国統一の基準を策定するとともに、各自治体が過去に設置・使用の可否を判断した事例を公表すべきである。	IOT機器やロボット等の非防爆機器(爆発を防止するために電気設備に特別な技術的対策を講じていない機器)を工場内の防爆エリア(爆発や火災が起きる可能性のあるエリア)で設置・使用するにあたり、同一の機器でも自治体(消防)により設置・使用の可否に関する判断が異なる場合がある。このため、全国規模で活動する事業者は拠点や工場毎に管轄自治体に相談を行っているが、個別の指導内容に対応するコストが大きな負担になるとともに、企業内部での安全技術意思の伝承が困難となっている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法令上の危険物施設において使用される電気設備は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)において、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では、防爆構造となる電気設備の滞留するおそれのある場所の範囲の設定や電気設備の仕様等については、安全を確保しつつ合理的に設定できるよう消防通知「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」(平成31年4月24日付け消防防第84号)等により一般的な指針を示しているところである。	危険物の規制に関する政令第9条	検討を予定	左記の「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」(平成31年4月24日付け消防防第84号)において一般的な指針を示しているところであるが、IoT機器やロボット等の円滑な導入・普及に資するため、消防機関への技術的支援が重要と考えており、適切な事例を調査しつつ、より具体的な安全確保のあり方を検討していきます。	
020317004	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	構内無線局の登録内容の変更時の手続きの緩和	電波干渉を防止する一定の措置を講じることが前提に、構内無線局の登録変更時の行政手続きを申請から届出に緩和すべきである。	建設現場においては、現場作業員のヘルメットに取り付けたRFIDタグをRFIDリーダーで読み取り入退出管理を行う場合がある。その際に、30MHz帯の高出力のRFIDリーダー(無線設備)を利用するには総務省に対する電波利用申請が必要となるため、事業者は個別または包括登録申請による「構内無線局」の登録申請を実施している。ただし、現行制度では、無線設備の設置場所が変更になる都度、登録内容の変更申請を行わなければならないため、受注状況に応じて数が増加する建設現場の特性を踏まえ、変更手続きに要する事業者の対応負担は極めて大きい。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	無線局の登録の変更にあたっては、電波法第27条の23において、無線設備の設置場所、周波数及び空中線電力を変更する場合は、総務大臣の変更登録を受けなければならないとされており、登録局の変更登録のための申請が必要となります。ただし、例外的措置として、電波法施行規則第19条において、登録をした総務通信局長の管轄区域内での設置場所の変更であれば変更登録は不要としています。また、RFIDについては、平成31年3月に陸上移動局として登録可能な制度改正しており、陸上移動局の場合は移動範囲を全国とすることも可能であり、設置場所の変更時に変更登録の申請は不要となります。なお、RFIDリーダーの電波の出力(空中線電力)が250mW以下の場合には免許不要局(特定小電力無線局)となり、無線局の設置時や設置場所の変更時における申請手続きは不要となります。	電波法第27条の23電波法施行規則第19条	現行制度下で対応可能	「制度の現状」欄に記載の通りです。	
020317022	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	リチウムイオン蓄電池の普及に向けた制度整備	適切な機能を備えたりリチウムイオン蓄電池については、「危険物の規制に関する政令」で指定する数量を超えた場合の新たな数量基準を設けるべきである。少なくとも、消防法通知における「電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合の取扱いについて」を充放電時にも適用可能とすべきである。	リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は「第4類第2石油類」として消防法上の危険物に該当し、1,000リットル以上の電解液量を貯蔵・取り扱うには壁・柱・床等を耐火構造とする「危険物取扱所」で行わなければならない。リチウムイオン蓄電池は従来の鉛蓄電池等と比べ、小規模で大容量の電力を貯えられるという特長を持ち、データセンター等における非常用電源としての活用期待は高い。しかしながら、貯蔵・取扱場所が危険物取扱所に該当した場合の追加措置が負担となるため、事業者が1,000リットル未満の電解液量で貯蔵・取り扱うざるを得ない事態が生じている。リチウム蓄電池システムの中には、蓄電池が所定の高温状態になると回路の遮断器を開放して火災にともなう燃焼を防止する機能を搭載している製品もあり、一定数量を超えた貯蔵・取り扱いに際して安全性を担保することは十分に可能である。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法(昭和23年法律第186号)では、貯蔵又は取扱いを行う危険物が一定の数量(指定数量)を上回る場合には、その危険性に鑑み、火災予防のための技術基準に違反しなければならないこととされている。リチウムイオン蓄電池に使用される電解液についても、消防法上の危険物に該当するものが多く、指定数量以上の貯蔵・取扱いが行われる場合には技術基準が適用されます。なお、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池を、一定の条件を満たした箱に個々に収納し、貯蔵する場合には、当該箱ごとの数量を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱われています(「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(平成23年12月27日付け消防防第303号))。	消防法第10条、危険物の規制に関する政令第10条、第19条	検討を予定	リチウムイオン蓄電池の危険物保安上の扱いについては、電解液の引火性、火熱に曝された場合の燃焼性状等を勘案して定めているところですが、規制による燃焼防止・機能の効果等を含め、システム全体の安全性を踏まえ、どのような対応が可能か検討していきます。	
020317041	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化	照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。	行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に對し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進し、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところである。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。なお、照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会には、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月の生活保護関係全国係長会議資料において所定の様式を使用する必要がある旨を掲載して各自治体に再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる取引照会等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民一塔活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府会や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を昨年開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を策定し、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に反映しました。同とりまとめ及び「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として取引照会等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、取引照会等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策等を検討し、順次、省力化・迅速化への取組を推進していきます。		

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎ : 各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○ : 所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △ : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
020317047	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	取納代行手続における電子化の推進	国として取納代行手続の電子化を推進する観点から、まずは国税・地方税の納付における書面規制を撤廃すべきである。	大手小売店舗においては、電力・ガス・水道等の公共料金や通販代金・税金等の支払いを代行する「取納代行サービス」を取り扱っている。取納代行の実施にあたっては、納付における書面規制があるため、バーコードが印刷された払込取扱票(書面)を用いる方法が大半であり、店舗には払込取扱票の控えに押印して利用者に渡す作業が発生している。支払う金額が5万円(税込)以上の場合、店舗は収入印紙を貼付する必要も生じる。労働力不足が深刻化するなか、このような書面・対面手続による事業者負担は大きく、取納代行サービスを維持・継続するためにも、デジタル技術を用いて事務作業の省力化を図ることが求められる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	【総務省】 地方税の納付については、地方自治法施行令第158条第2項に基づき、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類により納付を行うこととされていますが、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録によることも可能となっています。 【財務省】 コンビニ納付については、国税通則法第34条の3第1項第1号の規定に基づき、納税者が納付受託者に国税の納付を委託する場合は、一定のバーコード付きの納付書で納付することとされている。	【総務省】 地方自治法施行令第158条の2第2項 【財務省】 国税通則法第34条の3 国税通則法施行規則第2条	【総務省】 【財務省】 【財務省】 【財務省】 その他	【総務省】 コンビニ納付については、一般的に対面により、取納が行われていますが、その実施方法については、地方自治法施行令第158条の2に基づき、各地方団体と取納事務委託者との間の契約により定められていると認識しています。 なお、デジタル技術を用いた新たな仕組みにつきまして、具体的なアイデアがあれば御提示ください。 【財務省】 ○ 国税の納付手続につきましては、納税者の利便性や正確な取納事務の履行の観点等を踏まえ、通常の税制改正プロセスで取られるものと考えております。 ○ 左記「制度の現状」につきましては、納付受託者であるコンビニエンスストア等における情報端末機やレジのシステムを踏まえ、現在実施可能な仕組みを前提に設けられているものです。デジタル技術を用いた新たな仕組みにつきまして、具体的なアイデアがあれば御提示ください。
020317061	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	引越し手続のオンライン・ワンストップの実現	内閣官房では「引越しワンストップサービス」を推進しており、2019年12月には民間事業者の参画による実証実験が行われていることから、実験結果を早期にとりまとめ、引越し手続のオンライン・ワンストップ化を推進すべきである。なお、政府の資料では転入の手続にあたり国民が地方自治体の窓口を訪問することが前提とされているため、将来的には、民間事業者が構築する「引越しポータルサイト」を用いて行政機関の窓口を訪問することなく転入・転入手続を実施できるようにすべきである。	内閣官房では「引越しワンストップサービス」を推進しており、2019年12月には民間事業者の参画による実証実験が行われていることから、実験結果を早期にとりまとめ、引越し手続のオンライン・ワンストップ化を推進すべきである。なお、政府の資料では転入の手続にあたり国民が地方自治体の窓口を訪問することが前提とされているため、将来的には、民間事業者が構築する「引越しポータルサイト」を用いて行政機関の窓口を訪問することなく転入・転入手続を実施できるようにすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、2019年(平成31年)4月に取りまとめた方針に基づき、2019年度(令和元年度)に、引越しポータルサイトから手続申請(地方公共団体の手続についてはマイナンバーを経由)を行うサービスについて、地方公共団体や民間事業者等の協力の下、実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえ、導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめると、地方公共団体や民間事業者等において運用準備を行い、順次サービスを開始することとされています。また、2020年度(令和2年度)から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めることとなっています。 なお、個人番号カードの交付を受けている者による転出手続については、現在もオンラインで実施することが可能です。一方、転入届については、対面での厳格な本人確認が必要であることから、市区町村窓口に出向いただく必要があります。	住民基本台帳法第22条、第24条第1項、第27条第2項 住民基本台帳法施行令第11条 住民基本台帳法施行規則第52条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項、第6項	対応	①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、2019年度(令和元年度)に実サービス検証を行い、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しに伴う電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始しています。 また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについては、住民基本台帳制度上、転入の際には対面での厳格な本人確認が必要であることを前提として、マイナンバーを活用した方式で2019年度(令和元年度)にサービス検証を行い、課題の洗い出し、効果検証等を行いました。 なお、検証の結果につきましては、2020年(令和2年)3月17日のIT総合戦略本部新戦略推進専門調査会「デジタル・ガバメント分科会」において報告、公表しております。 2020年度(令和2年度)におきましては、①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、①民間手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる課題検証を進め、民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進めていく予定です。また、②地方公共団体の手続に係る引越しワンストップサービスについては、更なる実証実験を実施し、その結果を踏まえた対応を行っていく予定です。
020317069	2年3月17日	2年4月23日	2年5月27日	民間取引における本人確認手段のデジタル化の推進	民間取引における本人確認に際して、デジタル技術を用いた手段を原則とするよう、将来に向けて環境整備を図るべきである。	マネー・ロンダリングやテロ資金供与への対策として、金融サービスを中心に民間取引における正確な本人確認の重要性が高まっている。法令に基づく本人確認手段として、本人確認書類の提示や写しの送付が認められており、事業者は適切に対応している。一方、現状では当該書類の偽造や盗難による不正利用、個人情報の漏洩等のリスクが存在するとともに、事業者には書類の保管コストが発生している。マイナンバーカードの電子証明書や、同カードを含む各種公的書類のICチップに格納された券面記載事項の電子データの活用により、対面・非対面の双方で高精度の本人確認が可能となるため、既に関係法令の改正によりこれらの手段を活用した本人確認が認められてきている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 警察庁 金融庁 総務省	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者による不正利用の防止に関する法律施行規則」に基づき本人確認においては、本人確認手段として、本人確認書類の提示のほか、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認等も認められております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条、第19条 携帯音声通信事業者による不正利用の防止に関する法律施行規則第3条、第6条、第11条、第19条、第21条	現行制度下で対応可能	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者による不正利用の防止に関する法律施行規則」では、既にマイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認手続及び本人確認記録の電磁的保存を認めており、本人確認手続のデジタル化の推進に向けた環境整備を行っております。 また、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に限らず、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認をできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、令和元年12月から順次、業所管省庁を通じて業界団体等に對し、要請文を发出しております。

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
02031701	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 7月29日	健康保険組合から後期高齢者医療広域連合に対する情報提供の廃止	今後は、後期高齢者医療広域連合がマイナンバー制度のインフラを活用し、医療保険者向けの中間サーバーや「住民基本台帳ネットワーク」を用いて、直接該当者の過去の健康保険組合の加入履歴を確認する運用とすることで、健康保険組合から支払基金への情報提供を廃止すべきである。	健康保険組合の加入者が三親等内の親族を扶養している場合、被扶養者の年齢が75歳に達するなど後期高齢者医療制度の対象になると、健康保険は「後期高齢者医療広域連合」に対し、「社会保険診療報酬支払基金」を經由して当該被扶養者の氏名、性別、生年月日、住所、被扶養者でなくなった日に関する情報を提供しなければならない。住所情報については法令に記載がないが、支払基金の依頼を受けて健康組合が他の情報とあわせて提供している。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 厚生労働省	健康保険組合等の被保険者の被扶養者であった者(以下「元被扶養者」という。)が75歳に到達したことで後期高齢者医療制度に異動した場合、保険料負担が新たに生ずることとなるため、後期高齢者医療制度の新設以来、保険料軽減措置を講じている。 元被扶養者は、毎年新たに約8万人が認定されているが、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に異動する前日に健康保険組合等の被扶養者であったことが要件であり、広域連合は、異動してきた日から当該要件に該当するか判断可能な情報を有していません。このため、厚生労働省に基づき、健康保険組合等の保険者が、該当者の情報を特定し広域連合に通知している。	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第116条 住民基本台帳法第30条の9、別表第一	検討を予定	御指摘のような制度改正を行うことで、健康保険組合等における支払基金への情報提供の事務負担は軽減されることとなります。 一方で、広域連合においては、新たに被保険者となる一人ひとり(年間150万人前後)についてマイナンバーによる情報照会を行うこととなるため、広域連合が市町村より取得した情報を基にして、医療保険者用中間サーバーに健康保険組合等が登録した情報を一斉照会するシステムを構築する必要があります。 そのため、広域連合側で新たに発生する事務やシステムへの負担についての関係者の御意見を十分伺った上で、御指摘を踏まえたシステムの内容や事務運用に当たっての課題等を整理し、確実な事務手続きを維持しながら負担軽減を図る方法について丁寧に検討を行ってまいります。	
02031704	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	インターネット投票の実現	ICTの普及やマイナンバー制度の導入により、自宅のパソコンやスマートフォンを用いたオンラインで投票を行う環境は整備されつつあることから、国民の政治への参画をより一層促進する観点から、選挙におけるインターネット投票の実現に取り組みべきである。	2002年11月19日の「電磁的記録式投票法」が施行され、地方公共団体が条例を制定した場合には、当該地方公共団体の議会議長と首長の選挙における電子投票が可能となっている。 しかしながら、同法で認められている内容は、あくまでも投票所の電子投票機を操作する方法を前提としており、国民が投票所を訪問する負担は軽減されていない。また、国政選挙においては電子投票の実現が認められていない。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	現行法令上、公職選挙法に規定する投票の方法として、インターネット投票は規定されていない。 また、地方公共団体の議長の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いた投票方法の特例に関する法律は、地方公共団体の議長の議員及び長の選挙について、当該地方公共団体が条例で定めることにより、選挙人が自ら投票所において電磁的記録式投票機を操作することにより投票することができるとするものもある。	公職選挙法第6章 地方公共団体の議長の議員及び長の選挙に関する法律第3条	検討し着手	総務省においては、在外選挙におけるインターネット投票の導入に向けて、サイバー攻撃をはじめとしたシステムのセキュリティ対策をはじめ、インターネット投票と投票用紙による投票との二重投票をどう防止するかなどの運用フロー面での課題などについて、検討を進めることとしている。 一方、国内におけるインターネット投票については、平成30年の総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、在外選挙のシステムの基本的な仕組みが応用可能とされていたことであるが、有権者数の規模が在外とは大きく異なることによる一斉アクセス時の安定稼働対策、投票管理者などが不正となる投票を、国内において、特段の要件なしに広認めることの是非などの課題も指摘されている。 また、新たな投票方法を導入することは、選挙制度の根幹に関わることであり、各党各会派における御議論なども踏まえる必要がある。 総務省としては、こうした点も踏まえ、まずは、在外選挙のインターネット投票について検討を進めていきたい。	
02031705	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	公的個人認証サービスの最新情報の提供	電子証明書が失効した場合においても、住民票の変更後の内容を提供できるようにすべきである。	事業者が顧客に対して契約書や通知書等を発送するにあたり、当該顧客が住所変更を申し出ない限り、住所の変更を把握できない。このため、新住所を照会した上で再配達の手続きを行う必要が生じ、とりわけ、生命保険業界においては、顧客との契約締結後から保険金の支払いに至るまで長期にわたり契約管理を行うため、顧客との最新の住所情報や生体情報の把握に要する負担が増大している。 公的個人認証サービスの「署名用電子証明書」には住民票に記載の基本4情報が含まれるため、証明書の有効性を確認することで最新の住民票情報との差異を把握できる。公的個人認証法の改正にともない、2016年より民間事業者においても、地方公共団体情報システム機構に対する照会を通じて電子証明書の有効性を確認することが可能となっている。しかしながら、住所変更等により電子証明書が失効した場合においても、署名検証により入手できるのは失効の事実にとどまり、変更後の住所内容等は把握できない。このため、事業者は別途顧客に新情報を照会する必要が生じ、業務負担の軽減効果は小さい。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律153号)以下「公的個人認証法」という。第18条第1項及び第2項において、機関は、署名検証者の求めがあったときは、署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「署名用電子証明書失効情報等」という。)の提供を行うこととされており、署名検証者は、機関から署名用電子証明書失効情報等の提供を受け、署名検証者で取得している署名用電子証明書の有効性を確認することで、異動等の有無を確認することができます。	公的個人認証法第18条第1項、第2項	対応不可	公的個人認証サービスにおいては、個人情報保護の観点から、署名利用者がオンラインで文書が送付された際、署名検証者が機関に対して、その文書に付された署名用電子証明書の有効性を確認する仕組みになっており、変更後の住所情報等を機関から署名検証者に送付することはできません。	
02031706	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	簡素で確実な公示送達の実現	マイナンバーのお知らせ機能の利用を通じた簡素で確実な公示送達を実現すべきである。	相手方の住所・居所が不明な場合等において、税務局長や行政機関の長は納税通知書や督促状等の書類の送達に代えて、行政機関の掲示場(一定の内容を掲示することで送達済みとみなす「公示送達制度」)が存在する。 同制度の活用に関しては、書類の送達の実現が前提であり、国・自治体の負担は大きい。返戻請求にあたっては近隣者の聞き取りも行われており、個人情報の漏洩につながるおそれもある。加えて、相手方が行政機関の掲示場を訪れる可能性も高(は)なため、制度の効果にも疑問がある。 マイナンバー制度の導入にともない、国民と行政とのオンライン上の窓口である「マイナンバー」が稼働している。同ポータルは、行政機関が国民一人ひとりにきめ細やかな情報を提供する「お知らせ」機能を搭載している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 総務省 財務省	【総務省】 地方税に関する処分通知については、地方税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができるとされています。ただし、既に一部の処分通知については、地方税法に基づき、eTAX(地方税のポータルシステム)を利用したオンラインでの送達ができることとされています。 【財務省】 国税に関する処分通知等については、各税法に基づき書類の送達によることを基本とし、郵便等による送達が困難な場合には、公示送達をすることができるとされています。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、納税者(名宛人)の同意を前提として、送達をオンラインにより行うこともできることとされています。	【総務省】 地方税法第20条の2、第321条の4第7項 【財務省】 国税通則法第12条、第14条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	【総務省】 対応不可 【財務省】 対応可能	【総務省】 地方税の電子化については、eTAXを基盤として発展してきており、既に一部の処分通知については、eTAXを利用してオンラインでの送達が可能です。eTAXを用いてオンラインにより送達を行う処分通知等の範囲の拡大については、今後、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいります。 【財務省】 「制度の現状」欄に記載のとおりです。 オンラインにより送達を行う処分通知等の範囲については、今後、納税者のニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、検討してまいります。 なお、既に納税者の同意を前提としない送達を行う場合には、関係法令の整備が必要となります。	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020317077	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	携帯電話システムにおける無線設備の技術基準の統一	4Gと5Gに関する無線基地局と陸上移動局の技術基準を統一すべきである。	無線設備規則により、携帯電話システムの無線設備(無線基地局と陸上移動局)の技術基準は4G(LTE)と5G(NR)で別々に定められている。4Gと5Gの無線技術は共通性が高く、「動的周波数共有技術(Dynamic Spectrum Sharing)」を活用してソフトウェアの変更を通じて双方の技術に対応する無線基地局の実装も可能となっている。しかしながら、現行法では4Gと5Gのそれぞれで技術基準適合証明を取得する必要が生じ、既存のインフラである4Gの帯域と無線基地局を有効活用した5Gの迅速な普及が妨げられている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
020317078	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	ローカル5G制度における電波利用料の負担軽減	料金の低廉化や端末数によらない定額制の導入、制限措置としての負担免除など、電波利用料の負担を軽減する措置を講じるべきである。	2019年12月より免許申請が開始された「ローカル5G」制度は、携帯電話事業者と異なる一般企業や自治体が自己の建物や敷地内に高所的な5Gネットワークを構築する仕組みであり、工場の生産性向上をはじめ地域の課題解決に寄与することが期待されている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	電波法第103条の2	検討を予定	電波利用料制度については、少なくとも三年ごとに適正性の確保の観点から検討を加え、必要に応じて所要の見直しを行っているところです。まずはローカル5Gの導入状況等を注視し、当該検討にあたって考慮してまいりたいと考えております。	
020317079	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査の省略	携帯電話ネットワークの無線基地局に対する定期検査を省略すべきである。	携帯電話ネットワークの無線基地局は無線局の免許を受けており、免許の内容および法令に定める事項への適合有無を確認するため、5年毎の定期検査の実施が義務付けられている。定期検査では無線周波数や空中線(アンテナ)電力等の測定が行われ、無線基地局を運用しながらの測定には、アンテナポート毎に測定機器を接続するためのモニターポートを具備する必要がある。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	登録検査等事業者等規則第16条及び第19条又は17条及び20条	検討を予定	情報通信審議会での答申等を踏まえ、5Gシステムの基地局などの高度化された陸上無線システムについて、本年5月から定期検査のあり方に関する検討会を開催し検討を実施することとしております。	
020317080	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	PLCの普及に向けた制度整備	① 他の無線利用者への影響に十分配慮することを前提に、同一敷地内での建物外PLC利用を可能とすること。 ② 低速PLCの電力線許申請の型式指定対象に三相交流を追加すること。	既存の電力線を通信回線として利用する技術「PLC(Power Line Communication:電力線送達通信)」は、電波漏洩等のおそれから屋外利用の範囲が極めて限定されており、同一敷地内においても建物外の設備と建物内との通信手段として利用することは認められていない。このため、同一敷地内の通信には無線通信や商用通信を利用せざるを得ないが、経済合理性や通信品質の観点から最適な手段と見えない。 また、高速PLC(周波数:2MHzから30MHz)については、電力線の許可申請の型式指定対象に三相交流が認められる方向で検討が進んでいるが、低速PLC(周波数:10kHzから450kHz)は検討の範疇に含まれていない。三相交流の電力線設備は個別の許可取得が必要のため、煩雑な申請手続きによる事務負担が極めて大きい。デジタル革新の基盤であるIoT(Internet of Things)推進に向けて、電力線という既存のインフラを有効に利用するPLCの普及促進が求められる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	電波法第100条 電波法施行規則第44条	その他	低速PLCの三相交流電力線の利用については、その利用方法や設備の普及の見通し等を踏まえつつ、漏洩電波が無線局に妨害を与えないための技術基準等を検討する必要がありますので、対象設備の概要、普及の見通し等の具体的な要望内容について、総務省にご相談ください。	
020317081	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	ドローンに搭載した携帯電話の上空利用の実現	総務省の情報通信審議会において、「携帯電話を無人航空機等(ドローン等)に搭載して上空で利用する場合の技術的条件」が示されたことから、この内容を踏まえて必要な制度改正を早期に実施すべきである。	携帯電話の端末は電波法施行規則により、陸上移動局として無線局の免許が付与される。このため、無人航空機(ドローン)に携帯電話やスマートフォンを搭載して上空で利用することは想定されていない。また、携帯電話の基地局も陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動局(無線局)として免許が付与されるため、上空のドローンとの間の通信を想定しない、取り扱いとなっている。 このため、ドローンの遠隔操作やドローンの画像・データ伝送を行う無線通信手段には無線LAN(Wi-Fi)等を活用せざるを得ず、長距離・高速・大容量の通信ニーズに対応できる携帯電話ネットワークの活用ニーズは高い。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	電波法施行規則第4条	対応	2020年中にドローンなどの無人航空機に携帯電話を搭載する際の免許手続きを簡素化するための制度改正を実施いたします。	



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317083	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	個人情報保護法の適用除外(共同研究事例)の明確化	Q&Aにおける具体的事例の充実など、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務)を適用しないこととしている。そのうえで、Q&Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。しかしながら、「1つの主体」や「学術研究の用に供する目的」の内容が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施されにくい事態を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房個人情報保護委員会 総務省	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務等)を適用しないことを規定しております。その上で、個人情報保護法のQ&Aでは、同条の内容を解説しており、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」としております。また、独立行政法人、国立大学法人等は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外されているため、上記の規定等の対象とはなっておりません。	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	検討し着手	ご指摘の箇所も含め、個人情報保護委員会では、個人情報保護法の内容についてわかりやすくお示しするため、個人情報保護法の方針(ドラフト)Q&Aを策定しております。また、具体的な適用関係については個別の状況を踏まえて判断する必要がありますことから、「個人情報保護法相談ダイヤル」や本年4月に開設した「PPCビジネスサポートデスク」等において、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発に努めているところであり、こうした取り組みを通じて、法律の内容に関する効果的な周知広報をより一層進めていきます。また、内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」及び「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、学術研究機関を含む民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を業約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進め、来年の通常国会に必要な法案の提出を図ります。	
020317084	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	カメラ画像の適切な活用を促進するための環境整備	生活者のプライバシー保護に配慮しつつ、カメラ画像の適切な活用を推進する観点から、以下3点を要望する。 1. ガイドブックのさらなる周知・徹底を図ること。 2. ガイドブックの事例(不適切事例も含む)を一層充実させること。 3. カメラ画像の活用に関して相談できる政府の体制を整備すること。	街頭や店舗に設置した監視カメラにより取得された映像は、来店者数や顧客属性、行動履歴の把握による従業員の最適配置や品揃えの改善、構造物や道路状況の把握による地図データや都市計画の見直しなど、様々な用途での活用が期待できる。一方、カメラ撮影に際しての事前告知や取得目的の明示等、生活者の個人情報やプライバシーの保護への配慮も重要である。このような問題意識のもと、「IoT推進コンソーシアム」総務省、経済産業省の三者が合同で「カメラ画像利活用ガイドブック」を作成している。しかしながら、当該ガイドブックについてはあくまでも「生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの」と位置付けられており、記載の配慮事項に即した対応を実施したとしても、事業者が保護されることはない。このため、各種の批判や訴訟リスクによる萎縮効果を払拭できず、結果的に、カメラ画像を活用したセンシング技術の導入が進んでいるとは言いがたい事態を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	カメラ画像の利活用について、ニーズは高いものの、カメラによる撮影にあたっての事業者告知等、生活者とのコミュニケーションに課題があることで、カメラ画像の利活用を躊躇していることも分かってきた。そのような背景を鑑み、産官学連携でのIoTに関する技術開発やビジネス創出を目的とした「IoT推進コンソーシアム」では、2016年7月に、コンソーシアム内に設置された「データ流通促進ワーキンググループ」(座長:森川博之 東京大学大学院教授)の下に、カメラ画像の利活用について検討する「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」(座長:菊池雅明 明治大学教授)を設置し、実際に事業者が検討している利活用シーンから、事業者が個人情報保護法で定められる個人情報の保護を前提とし、その上で事業者が生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションを図るにあたっての配慮事項を整理検討し、2018年3月に「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0」として公表しました。その後、実際にカメラ画像をマーケティング等で活用している事業者にはアラインメント取りまとめ、2019年5月に「カメラ画像利	なし(関連で個人情報保護法)	検討を予定	カメラ画像利活用ガイドブックの内容そのものについて、個人情報保護法改正案が国会に提出されていることも踏まえ、本年度以降、改訂についてその必要性も含めて検討することとしています。また、昨年提示した事例集発行から現時点でまだ1年経過していないことから必ずしも事例が集まっていないところではありますが、今後よりわかりやすい事例等の収集に努め、成果として一定のものが集まれば、改めて事例集として公表することを検討したいと思います。	